

和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会（第3回） 議事録

1 日時：令和元年12月17日（火）14：00～15：45

2 場所：農林水産省三番町共用会議所

3 出席者 委員：石木委員、越智委員、高橋委員、林委員、山根委員

農林水産省：水田生産局長、渡邊畜産部長、犬飼課長、三上室長、大竹補佐

法務省民事局、法務省刑事局、財務省関税局、内閣府知的財産戦略推進事務局

4 概要

【開会】

（三上室長）

それでは、定刻となりましたので、只今から第3回和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい時期にもかかわらず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、生産局長の水田からご挨拶いたします。

【冒頭挨拶】

（水田局長）

第3回和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、本部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。先月開催されました第2回専門部会では、和牛遺伝資源を扱っておられる事業者の方、行政の担当者からお話を伺ったうえで、委員の皆様から、様々なご意見をいただいたところでございます。

本日は、これまでの議論における論点を整理しましたので、忌憚のないご意見を賜ればと思っております。皆様方におかれましては、和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に向けて活発なご議論をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（三上室長）

ここで、報道関係のカメラの方々のご退室の方、よろしくお願いいたします。

【カメラ退室】

【議事進行】

（三上室長）

よろしいでしょうか。それでは、まずお手元の資料を確認させていただきます。本日、議事次第にありますとおり、資料1から資料5、参考資料をお配りしております。もしお手元になければ、事務局までお申し付けください。

また、本日、大山委員、小谷委員、田上委員におかれましては、ご都合により欠席されております。また、オブザーバーの省庁の参加を得ております。それでは、以降の運営につきまして、石木座長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(石木座長)

石木でございます。それでは、本日もよろしくお願いいたします。早速ですが、議事を進めていきたいと思います。第2回では、現場で家畜改良、遺伝資源の生産を担っておられる家畜人工授精所、行政の担当者の方から、直接お話を伺った上で、救済措置についてご議論いただき、検討を進めるべき制度の方向性、論点がおおよそ見えたところかと思います。

本日は、これまでの議論の整理と、現場の関係者にアンケート調査を行った結果について事務局にまとめていただいておりますので、まずそれらをご説明いただきたいと思います。

【三上室長から資料3、4、5、参考資料について説明】

(石木座長)

ありがとうございました。それでは、只今の説明に関しまして、アンケート調査の結果も踏まえながら、ご意見をいただきたいと思います。

まず、資料4の論点整理のうち、「基本認識」、「検討の方向性」、そして、「保護客体の考え方」について、まとめてお願いしたいと思います。

資料5のアンケートについて言えば、①「知的財産的価値の認識」、③「利益保護への認識」が特に関連することと思います。種畜の飼養者と取扱事業者で若干の差がありますが、ほとんどの方が、「知的財産的価値」を認め、保護するためには特別の対応が必要であり、改良事業者や正規の取扱事業者の正当な利益が守られるべきという回答をされていると思います。こうした声も踏まえつつ、各委員のご意見を伺いたいと思います。それでは、五十音順に、越智委員からお願いします。

(越智委員)

流れはこのとおりで異議ございませんが、一つ問題になるのは、転得者が使用時に悪意・重過失であることをトレーサビリティでどこまで認めることができるのかということだと思います。例えば、2代、3代までの繁殖まで行って、その時に不正な行為が介在していたことが分かった場合に、損失は誰が補填するのか。あとで知った場合に、その損害の罰金は誰が払うのか。そういう誰に責任が生じるのかという問題はトレーサビリティが担保されなければ難しいのかなと思っています。それ以外に関しましては、私は賛成の方向だと思っています。損害額の推定等は是非十分に入れていただきたいと思います。

(石木座長)

ありがとうございました。次に、高橋委員お願いします。

(高橋委員)

私から2点話させていただきます。資料4の1ページの基本認識において、知的財産としての価値を有していることと、資料4の3ページの保護客体の考え方において、実効的な制度を是非お願いしたいという2点です。前回の事業者ヒアリングで伺ったことや、アンケート結果と関係している部分で、これまでに話してきたところでもあります。お許しいただきたいと思います。資料4の1ページの基本認識については、第1回専門部会の発言をまとめていただいた部分ですが、もう一度、和牛遺伝資源の価値を業界にいる者として触れさせていただければと思います。牛において、

雌牛は一生涯で子牛をせいぜい十数頭しか産めませんが、雄牛は、何十万頭もの子孫を残すことができます。品種全体の遺伝的な改良に及ぼす影響や効果は、雄側に7割以上あると言われています。そういうことから、県や家畜人工授精所は優秀な種雄牛を作り出すために、血眼になって取り組んでいるのです。資料4の1ページの整理ポイントの右側に知的創造活動という表現を使っているのとおり、当事者である私が言うのもなんですが、精液を封入するストローの容量は0.5ccにも関わらず、あの一本のストローには情報財として、まさに我々の知的創造活動の成果、全てが詰めこまれているということでございます。1頭の種雄牛を造成するにあたって、計画交配から選抜まで約7年の年月がかかるということ、1頭の種雄牛は30頭の競争の中からやっと1頭作り出せる、そして最も優秀なエリート種雄牛は100頭のうちから1、2頭いるかどうかということです。遺伝的評価を実施するためのデータ収集であったり、それを解析する最新の評価手法やDNA分析は、我が国が有する情報や技術が応用された集大成なのです。選抜供用された精液を現場で雌牛に交配し、次の世代が雌牛となって改良の資材となる、あるいは美味しい和牛肉となって評価されるには更に4年かかる。つまり、川上となっている我々の雄牛作りから川下となる生産現場の和牛肉が改良の成果として現れるまでには10年以上の年月と労力が必要だということを再度申し上げさせていただき、和牛遺伝資源が知的財産としての価値を有していることを改めてご認識いただきたいと思います。

資料4の3ページの、実効的な仕組みが必要だということでは、国際化の進展が取りざたされています。業界では最近、明るいニュースの一つとして、BSE発生以降停止となっていた中国への牛肉輸出が来年にも再開できそうだという話題があります。訪日された方がインバウンドで和牛肉を食べて、その美味しさを経験し、中国国内でも和牛肉を食べたいという需要が大きくなったことも背景にあるかと思います。このような評価になれば、和牛肉を輸入するだけではなく、和牛遺伝資源を入手して、現地で和牛生産をしたいという気持ちも出てくるのではと思います。そして、いずれ海外資本が日本国内の家畜人工授精所を買収し、和牛遺伝資源を自国に持ち込むことも考えられると思います。資本投下される前の段階で、国内の実効的な仕組みが必要だということの危機感を持っており、また、儲けることを企てる悪意の者は国内外を問わず存在するのですが、国内の畜産関係者ではないと信じております。企てた者は、様々なルートで国内の畜産関係者に接触して、和牛精液や受精卵の譲渡を持ちかけてくるだろうと思いますが、話を持ちかけられた畜産関係者がその企てにのらないような抑止策、報酬の対価にあわない罰則制度等によって実効的な仕組みが必要であることを重ね重ね申し上げます。

(石木座長)

ありがとうございました。次に、林委員お願いします。

(林委員)

本日の論点整理は、「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」での議論を含めて整理されたものかと思います。整理ポイントにつきましては、いずれも的確に整理されていると思います。資料5の250者に対するアンケートの結果を拝見しまして、立法事実となります社会的背景を確認することができ、この方向性で良いことの確信を持つことができました。高橋委員から、この抑止策をとる必要性について、具体的にご説明いただき、今後、この取組をスピードアップしていかなければいけないと改めて思いました。資料4の論点整理について意見を申しますと、基本認識については、

まとめられたとおり、選抜、増殖の繰り返しにより品質上の差別化をもたらすことができるプロセスで生み出された和牛遺伝資源は、知的財産としての価値を有していることを確認いたしました。また、検討の方向性につきましては、こうした和牛遺伝資源に係る不正取得等の成果冒用行為を規制する行為規制が有効であることを確認いたしました。保護客体の考え方につきましては、整理ポイントに書かれていますように、開発、改良の成果である情報財としての価値と、それが化体した媒体となる有体物とが切り離せない関係にあるということが、営業秘密と違った和牛遺伝資源の特質であると思います。この特質は一方で、もう一つの面をもっておりまして、従来から和牛については、登録制度や、精液や受精卵に付ける番号等が整理されていまして、その流通についても、トレーサビリティの一定の制度が設けられているという取引の実態がございます。今後、法律を作ることになれば、行為規制ということで、不正競争防止法を参考に、保護客体を条文のなかで定義していくことになると思いますが、その際には、こうした媒体の管理や取引の実態等、客観的な外形でとらえられるような定義にしていけるべきではないかと考えます。

（石木座長）

ありがとうございました。次に、山根委員お願いします。

（山根委員）

私も基本認識、検討の方向性、保護客体の考え方、いずれにつきましても、整理ポイントに異論はございません。アンケート調査の結果や高橋委員からのご説明、これらを踏まえましても保護の必要性が高まっていることを再認識しました。保護客体のとらえ方につきましては、いろいろな考え方があり得るかと思いますが、和牛遺伝資源については、精液や受精卵という有体物ないし価値の媒体物として利用される場合と、二次侵害品のように遺伝情報として利用される場合の双方があるわけですので、価値・遺伝情報とその媒体物が切り離せない関係にあることを踏まえながら、保護すべき客体をとらえていくことでよろしいのではないかと考えております。

（石木座長）

ありがとうございました。家畜遺伝資源の特徴として、その価値が、精液や受精卵という有体物から切り離せないということ。更には、その有体物を通じて価値が再生産され、不正行為を通じて改良者が受けるべき正当な対価が受けられないという被害が拡大してしまうため、実効的に被害拡大を防ぐ必要があること。こうした２点は共通認識になっていると思います。理念的にはどのような点を重点的に着目するにせよ、法技術的には、取引や管理の実態なども踏まえて、実効的な仕組みになるように家畜遺伝資源の定義をとらえてもらえばよい、ということではないかと思います。

次に、論点整理のうち、「規制対象とすべき行為」について、ご意見を伺いたいと思います。資料５のアンケートについて言えば、質問項目のうち、②「流出への危機感」、④「行為規制への認識」や⑤「把握可能性への認識」などが主に関連してくると思います。

アンケートでは、海外流出については、ほとんどの皆さんが危機感をお持ちという結果が出ています。また、国内において改良事業者が決めた地域外への流出についても、約半数の方々が危機感を感じるなど、それなりに高い割合となっています。こうした危機感を背景に、改良事業者が意図しない流通・利用を規制すべきとする声が非常に多くなっておりますし、流通ルートや取扱範囲等についても、ある程度確認できるようにすべきという声が非常に多くなっていると感じます。

こうした点も踏まえ、規制対象とすべき行為のところに関連して委員のご意見を順次伺いたいと思います。越智委員からお願いします。

(越智委員)

先に申し上げましたが、トレーサビリティが一番ポイントになるかと思います。規制対象の必要性はアンケートを見ても明らかですが、その時一番問題なのは善意無重過失の場合にどこまで規制の範囲を絞るのかという点であると思います。トレーサビリティにより簡単に流通経路が調べられるのであれば、重過失と認めやすくなるのではないかと思います。実際、アンケート調査の質問項目⑤「把握可能性への認識」にあるように、流通ルートはある程度確認できるようにすべきという意見は多いものの、一方で、現在は管理を紙ベースで行っていますので、確認できるようにすることはおそらく難しいと思いますが、簡単に流通経路をトレースできるシステムを構築できれば立法化できると思います。海外へ精液等が流出する場合の1つとして、家畜人工授精所のM & Aが考えられます。他にも、使われていない家畜人工授精所の廃止届けの義務がないので、そういったところを狙われれば、いとも簡単に家畜遺伝資源が海外に流出してしまうという場合も考えられます。立法化にあたってはそういった場合を考えないといけないですし、高い報酬をもらってもそれらに対抗できる抑止力が望めるような罰則を考えないといけないと思います。

(石木座長)

ありがとうございました。次に、高橋委員お願いします。

(高橋委員)

私からは資料4の5ページにあります「規制対象とすべき行為②」について述べさせていただきたいと思います。アンケートや前回のヒアリングを通じて分かりますように、関係者は海外流出への危機感を持っており、利用についても厳しく規制すべきだという意見であるということです。私もそのように発言をしてきましたが、改めて、国内の育種改良という視点で実務的なお話をさせていただきたいと思います。我が国固有の品種である和牛の育種改良においては、国・県・当団や民間のいずれにおいても、更に改良すべく、各々が持ちうる技術や情報で日々邁進して取り組んでいます。肉質や肉量の形質の改良は当然ですが、忘れていけない重要な視点は、和牛遺伝資源が我が国にしかない閉鎖集団であるということです。つまり、限られた集団であるために、血縁の近交が課題になっていまして、遺伝的多様性にうまく対応するために、全国的な視野で様々な組み合わせで交配をしているのが実際のところです。当然、それは正当に行われていることから、国内で取り組んでいる改良の努力まで、過度な制限とならないような配慮を忘れないでいただきたいのです。当団においても全国の優秀な雌牛に対して計画交配を行います。最も想定されるパターンは、その雌牛の父や祖父が、何らかの不正取得に関与した精液などによって生産された雌牛であるかもしれないということです。計画交配を依頼する際には、生産者に確認をとりますが、その回答が真実かどうかの確証を得ることは非常に難しいというのが現実だと思っています。前回、そのことを申し上げたところ、林委員からそういった場合は善意無重過失であるということは教えていただきましたが、どこまで確認すれば重過失とされないで済むのか、当団のような現状を踏まえたうえで、整理いただかないと、混乱を伴ってしまうということです。

(石木座長)

ありがとうございます。次に林委員から、よろしくお願いいたします。

(林委員)

規制対象とすべき行為については、具体的に立法の中で政策的な判断も踏まえて線引きをしていくということになるかと思います。参考資料の3ページに、「前回の専門部会で議論された家畜遺伝資源に係る侵害行為のイメージ」がございいます。こちらは、不正競争防止法に新たに定義された限定提供データでの行為規制のパターン、並びにその限定提供データを議論したときに参考とした「営業秘密」の行為規制の種類の図式を参考にして、赤になっているところが規制対象、白になっているところは規制対象にしないという図だったかと思います。ここで整理されている中で、この下の部分の職務上の管理義務や業務委託などに基づいて、正当な権原があつて一度領得したものが、その後、図利加害目的で使用した場合にどう捉えるのかという点や、さらにそれが転得された場合にはどう捉えるのかという図式であります。これを検討するにあたって、まずは、悪意重過失という主観的要件だけでいいのか、それともこれまでの営業秘密や限定提供データの時のように、さらに図利加害目的という、過重的な重い要件を必要とするのかどうか、今後の検討においては一つポイントかと思います。それからアンケートを見て感じたところですが、資料5の3ページの質問項目②の「流出への危機感」について、Q2の海外流出への危機感については種畜の飼養者が98.1%、取扱事業者91.5%、全体でも94.6%と、ほぼ100%と言って良い危機感の一致が見られています。一方で、Q3の県外などの地域外流出については、全体で見ますと危機感を持たれているかという問いに対しては、「はい」が50.4%、「いいえ」が49.6%で、実に相半ばする状況にあるということを確認しました。こういった点も立法事実の一つとして考えた上で、コンセンサスとしてどこまで規制対象とするのかという点を今後の立法においては考えていく必要があるのではないかと思います。最後に、その重過失の認定については、越智委員、高橋委員からも話がありましたように、どこまで確認したかをもって、単なる軽過失または過失がないということが認められるのかというのは、今後のトレーサビリティの体制整備によるのではないかと思います。現在、アナログではありますが紙ベースで証明書の裏書きによりその流通経緯の確認がなされていますが、少なくともこれを確認するということまでしていれば、それについては注意義務を果たしたことになり、重過失にならないであろうかと思います。今後、実効性を持たせていくためには、さらにこの紙ベースのアナログではなく、精液や受精卵の情報をデータベース化してITを活用することによって、流通過程のデータも自動的に反映されるような体制の構築を、今後予算措置などを講じて設けられていけば、そのトレーサビリティを前提にした流通管理というものの実効性が上がり、それを背景とした海外流出などの抑止というものに繋げていけるのではないかと考えています。

(石木座長)

ありがとうございました。それでは次に山根委員からお願いします。

(山根委員)

私も規制対象とすべき行為、それから救済措置の内容につきましても、事務局の整理ポイントに賛成いたします。今回アンケート調査の結果から、現場のニーズとして、和牛遺伝資源の海外流出を防ぐための刑事罰の必要性、そういったものが示されているように思います。流通実態を踏まえ

つつ、刑罰の謙抑性や構成要件の明確性にも留意をしながら、和牛遺伝資源の適切な保護に向けた実効的な制度が構築されることを期待いたします。

（石木座長）

ありがとうございました。今の論点にありました規制対象の範囲について、改良事業者が契約において限定する地域、あるいは利用方法を定める場合もあるかもしれませんが、それに関連しましては当事者がどのような制限管理を行ったかということが重要になってくると思いますけれども、一方で、規制すべき類型やその行為に該当するか否か、それを判断するに当たって、どういう場合に重過失になるかなどの点、それから過度な規制により日本の家畜改良の進展を遅らせることがないように留意するため、制度・運用の両面での配慮が必要ということかと思います。制度のほうでどこまでの規制をどのように作り、それを運用の面といかに結びつけるかというのがポイントかと思いますが、それにあたっては越智委員や林委員からも発言がありましたように、どこまでトレーサビリティできるのかという点と非常に関連があることかと思います。これについては立法するにあたっては配慮が必要なところではないかと思います。

次に、論点整理のうち「救済措置の内容」についてですが、アンケートについて言えば質問項目⑥にあります「刑事罰への必要性への認識」が主に関連してくると思います。刑事罰についての質問ですが、回答の選択肢の中で民事措置についても触れるなど、前回の専門部会に参加された委員の全員が導入に前向きであった民事措置も考慮した質問となっております。種畜の飼養者についてはほとんどの方々が、また取扱業者においても4分の3以上の方々が、刑事罰が必要とのご意見でした。刑事罰については、原則的には、罪刑法定主義の観点から、謙抑的に定めるべきものであろうかと思いますが、社会的な要請が強いということがこのアンケート結果からも伺えます。改めて、刑事罰の措置の必要性、妥当性を見出し方や構成要件など、改めてご意見をいただければと思います。この点は、まず、専門家であられる林委員と山根委員にお伺いしたいと思います。

（林委員）

もちろん、民事的な措置も水際措置としては重要でございますけれども、実際には民間の者にとって証拠を調査するということは非常に困難を伴いますので、やはり強制捜査権のある司法当局が捜査をしないことには、この不正流通ルートを解明するということもなかなか難しいため、この刑事的な措置を設けることは、侵害された者を救済する上で必要なことだと考えます。従ってこの論点整理の整理ポイントについては私も賛同しております。アンケートの刑事罰の必要性について、取扱事業者の方々の4分の1の方が「いいえ」と回答されている背景には、県外流出などの場合においても重い刑事罰が下るのか、という懸念もあったのではないかと想像しているところであります。当然ながら、民事的救済とともに刑事的救済を法律上講じる場合には、刑事罰の謙抑性の観点から、刑事のほうでは民事よりも対象要件を絞り込んだ規定にするということが従来からも行われておりますので、刑事罰が必要であると同時に、こういった懸念に対しても対応できるような要件の作り込みが必要ではないかと思いました。

（石木座長）

ありがとうございました。次に、山根委員お願いします。

(山根委員)

先ほど、林委員からもご指摘がありましたように、アンケート結果の中に、一部、取扱業者の方の懸念やニーズ等についてばらつきがあるところもございますので、刑事罰に関しては、謙抑性の観点から構成要件を違法性が高い行為に絞るといった配慮が必要なのではないかと思います。他方で、海外流出への懸念という点については、概ね意見が一致していると思いますので、海外流出防止策としての刑事罰の必要性については、今回のアンケート結果からも十分な裏付けを得られたのではないかと考えております。

(石木座長)

ありがとうございました。次に、越智委員お願いします。

(越智委員)

高橋委員に質問したいのですが、海外への計画的な不正流出に対しては、刑事罰を設けることに、現場のみなさんのほぼ 100%が賛同していると思うのですがけれども、国内での不正流出に関しては、後で不正な行為が介在していることがわかった場合は現場のみなさんにどこまで問題があるのでしょうか。現場の意見はいかがですか。

(高橋委員)

現場を代表した考えではないのですが、県外流出については、今、進めている契約文言の中に県外流出規制が謳われているか、謳われていないかといったところで決まるのだろうなと思っております。おそらく、県外流出規制をなさるところは、県費によって作上げた県有種雄牛を、県内事業者だけで使用するという契約を想定します。前回のヒアリングでは、そういうことを鳥取県がおっしゃっていたと思います。やはり、契約を謳われたならば、それを了承の上で購入する訳ですから、それは守らなくてはならない。契約を守らないで精液を県外に譲渡して雌牛が生まれて、その雌牛に対して私どもが計画交配を実施するということの想定では、何度も言いますが、生産者らと県が県内利用の契約を締結していながら、契約を破って県外に譲渡した結果の雌牛かどうか、私どもには確証を得られないことですので、当団が差止請求などに問われることは困る問題だと個人的に感じます。そのような答えでもよろしいでしょうか。

(越智委員)

日本の国内の県同士の取り決めと、みなさんが一番大事に思っている、国外への流出防止の間で、法技術でうまく立法していただければと思っております。この辺は何度も意見が出ておりますけれども、やはり日本国内だけでは近親交配の問題により、どこかで遺伝資源を入れなければいけないところがありますから、国内流通に関する規制は少し甘めでもいいのかなと思っております。ただ、海外に関しては、みなさんの言うとおりの持ち出すこと自体、重過失しかありえないというところは論点として整理していただければと思います。以上です。

(高橋委員)

これも前々からお話していますように、越智委員からのご指摘のとおり問題になることは海外に持ち出されることだけであって、国内での流通部分は、それは当事者間の契約問題でしかないはず

です。議論がそういう国内の案件に集中しすぎるのはいかなものかと感じます。とにかく我々が危惧すべきことは、我が国固有の和牛遺伝子を海外に持ち出さないような抑止ということが重要なんだろうということを再度申し上げさせていただきたいと思います。

(石木座長)

ありがとうございました。ここの刑事罰のところでは、概ね、みなさん事務局の整理したところでいいのではないかということだと思います。その上で、今、最後の方にありましたご発言は、海外に流出する話と国内での地域外流出の話というのは刑事罰を構成する上でも、差があってもいいのではないかというご意見だと認識しました。この辺、刑事罰の話というのは非常に技術的なところもあると思いますし、事務局の方も事務局限りではなく、政府の中でいろんなところとの相談がいくべき部分だと思いますので、いろいろ検討していただきたいと思います。

最後に、全体を通して発言をし損なった等なにかございますでしょうか。

(越智委員)

先ほど申し上げましたけども、これから海外に牛肉を輸出していった場合に、やはり和牛そのものの海外での現地生産というリスクは絶対増えてきますので、家畜人工授精所や、家畜人工授精師の見直しも今一度考えられたほうがいいのではないかという気がしております。それと、もちろん技術的に大変なことはよく分かっておりますけれども、早急に立法化しなければ大きい資本をもって資本投下でどんどんどんどん買収、M&Aされてしまい、これだけ検討を重ねても結局、海外に流出してしまったということの結果がやはり私たちとしては残念でありますので、その面を考慮していただければ幸いかと思います。以上です。

(石木座長)

ありがとうございました。次に、林委員お願いします。

(林委員)

今の関連で、もし事務局からご説明いただければという点がございまして、最近の報道で遺伝資源管理強化のための海外流出防止策に 21 億円計上したという報道も出ておりますが、「和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会」の前の「和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会」におきましても、トレーサビリティや流通管理の観点で家畜改良増殖法について必要な法改正の手当をすることと併せて、実際のトレーサビリティのための全国的なシステムの構築に向けた取組を求めた趣旨の「中間とりまとめ」を出させていただいたところでございます。法改正及び、トレーサビリティ制度の改善についてお取組であればご説明いただければと思いますがいかがでしょうか。

(渡邊部長)

畜産部長でございます。今の林委員からのご質問にお答えしたいと思います。まず、林委員から、ご指摘をいただきましたように、生産部分に係る家畜人工授精師や家畜人工授精所については、法律で縛っておりますけれども、中間の流通部分については、緩いのではないかというご指摘を7月の中間とりまとめで頂いておりまして、そこでご指摘いただいた流通管理の規制については、ちょ

うど越智委員からもご指摘のありましたように、家畜人工授精師、家畜人工授精所の関与の仕方等につきまして、家畜改良増殖法の改正を今、考えております。また、その改正は、次の通常国会に提出する方向で検討をしておりますけれども、実際に法律ができ上がる前に、やれることからしっかりとやっていこうということで、例えば、ストローに印字をする機械を導入する予算や、先ほどからお話ののできるしっかりとしたトレースができるシステムとして、今回 ALIC が行う事業として、財務省から 21 億円の予算を認めていただいているところでございます。また、今この専門部会で検討していただいている遺伝資源の関係も、次期通常国会を目指して政府内で作業をしているという状況でございます。以上です。

（石木座長）

ありがとうございました。次に、山根委員お願いします。

（山根委員）

少し戻って恐縮ですが、規制すべき行為について 1 点だけ申し上げたいと思います。先ほど林委員から、領得行為について、図利加害目的を課すことが必要かどうかといった問題提起がなされたかと思います。今回の参考資料の 3 枚目の下の図にありますように、事務局案では、一次行為者については領得時の図利加害目的を課し、その後の転得者については転得時の悪意・重過失を主観的要件として課すということで切り分けをされているのだと思います。この点をどう考えるかについては、いろいろな考え方があるかと思います。営業秘密の場合には、第 1 回専門部会においても申し上げましたけれども、領得という行為については民事では直接の規制対象にしていないという状況にあります。そういった中で今回、とりわけ国外への流出を未然に防ぐ、国内でしっかり抑えていくという観点から、領得の段階でも規制の対象にしようというのが事務局の方向性であろうと思います。その上で、今回のアンケート結果を眺めますと、業務委託を受けたときの管理任務の中身として、どこまでが契約で任された行為であり、どこからが任務に違反する行為なのかということの認識が現場では必ずしも十分に形成されていないように見受けられます。例えば、今回のアンケート結果では、地域外流出についての認識について、その危機感があると回答した人も 50% くらいですし、逆にその危機感がないと答えた方も半数おられるということで、なかなかこのあたり、どこまでが任されている行為で、どこからがやってはいけない行為なのかという認識が現状では明確になっていないように思われます。そういたしますと、1 つの考え方としまして、その領得という言葉の意味次第でもありますけれども、もし領得という行為が、管理任務に違背する何らかの行為を行っただけで侵害になってしまうのだとしますと、現場にとっては負担となってしまうかもしれません。そこで、図利加害目的を課すことで、不正の利益を得る目的をもった領得行為であるとか、その管理者に損害を加える目的での領得行為であるとか、そういったワンクッションを置くことで、バランスのとれた判断ができるかもしれません。いずれにしても、図利加害目的が必要かどうかということについては、現場の実態との兼ね合いで決めていくことなのではないかというふうに考えております。

（石木座長）

ありがとうございました。ただいまの山根委員の発言につきまして、管理委託契約や業務委託契約された人と、購入契約した人では違いがあると思いますし、違法行為の類型として、現場の取引

や管理の実態等を踏まえて規制すべき行為を適切にとらえるように立法にあたって配慮していただければということではないかと思います。今、領得の関連の話が出ましたけれども、その他も含めて制度化を検討する際には取引の実態、それから管理の実態を踏まえて立法を検討していただきたいということだと思います。

そのほか特にご発言はよろしいでしょうか。

本日は多岐に渡る議論をいただきまことにありがとうございました。特に和牛については、これまで同様、日本全体での改良も進むようにするという観点にも留意しつつ、家畜改良の成果等を保護するため、十分な救済措置を伴う行為規制の手法で、制度の検討を進めるべき、ということで概ね一致していると思います。もちろん、現場ではほとんどの皆さんが、言わば、まっとうに改良や生産に取り組んでおられるということを前提に、現場に過度な負担とならないよう、配慮することも重要なことだと思っております。

事務局におかれては、各委員からのご意見等を整理して、次回の専門部会の開催について議題と日程を調整していただくようお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議論はここまでとして、内容につきましては開催要領にあるとおり、議事概要を事務局の方で作成した上で、委員の皆様のご了解を得て、その後公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第3回の専門部会については、これで閉会いたします。長時間ありがとうございました。

【以上】